

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 17 日

令和3年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 6 月 1 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和3年6月17日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和3年6月17日 午後2時00分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 喜 文
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長	宮 平 壮一郎		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

令和3年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和3年6月17日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第32号～議案第41号まで）
7	議案第32号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第3号））
8	議案第33号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））
9	議案第34号	令和3年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
10	議案第35号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第36号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第37号	座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
13	議案第38号	座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
14	議案第39号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
15	議案第40号	座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定について
16	議案第41号	座間味村森林環境譲与税基金条例の制定について
17	報告第2号	令和2年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和3年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び2番 宮平喜文議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和3年3月12日～令和3年6月17日

3月18日	例月出納検査
3月19日	例月出納検査
3月31日	令和3年第2回座間味村議会臨時会
4月17日	海びらき
4月22日	例月出納検査
4月23日	例月出納検査
〃	令和3年度沖縄振興拡大会議（Web会議）
5月13日	沖縄県町村議会事務局研究会定期総会及び研修会
5月14日	沖縄県町村議会議長会新任職員研修会
5月23日	青のゆくる館オープニングセレモニー
5月26日	令和3年第3回座間味村議会臨時会
5月28日	南部広域行政組合議会全員協議会、臨時総会
6月10日	全員協議会
6月17日	令和3年第2回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出があります。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日も一日よろしくお願ひをいたします。また、併せて今議会から私4期目の村政運営となりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは令和3年第2回座間味村議会6月定例会、行政報告を行います。令和3年第1回座間味村議会定

例会、これは令和3年3月11日以降でございますが、主な事項について行政報告をいたしますが、内容につきましてはお手元にお配りしているとおりでございますので、内容は省略をさせていただきます。以上です。

行政報告

令和3年6月17日

令和3年第1回座間味村議会定例会（令和3年3月11日）以降の主な事項について行政報告いたします。

令和3年	3月11日	離島海運振興株式会社 取締役会
	3月12日	株式会社りゅうとう 取締役会
	〃	ポナン社との意見交換会
	3月17日	沖縄Ma a S 記者発表
	3月19日	那覇西クリニック 講演会
	3月23日	環境省 面談
	3月24日	沖縄県離島振興協議会 要請活動（新型コロナウイルスワクチン関連）
	3月25日	日本セーリング連盟との連携協定締結式
	3月26日	座間味村慰霊祭
	〃	第11管区海上保安本部 面談
	3月28日	いい船旅プロジェクト クルーズフェア
	3月31日	株式会社ショウワ 面談
	〃	退職者辞令交付式
	4月1日	新年度辞令交付式
	4月2日	新採用職員研修
	4月3日	國場代議士 面談
	4月4日	下地代議士 面談
	〃	沖縄県町村会正副会長会
	4月7日	座間味村商工会 面談
	4月8日	沖縄総合事務局長 面談
	〃	沖縄県医師会理事 面談
	4月9日	ワクチン接種に係る協力要請（県医師会、県看護協会、南部医療センター等）
	4月10日	西銘代議士 面談
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会、沖縄県離島振興協議会 事務打合せ
	4月12日	日本郵便株式会社との連携協定調印式
	4月13日	環境省 面談
	4月15日	株式会社オカノ 面談
	〃	沖縄県医師会会議
	4月16日	南部振興会理事会、南部市町村会理事会
	4月17日	新造船建造 視察（広島県）
	4月21日	沖縄県文化観光スポーツ部長 面談

令和3年	4月22日	離島過疎地域に関する要望活動
	4月23日	沖縄振興拡大会議
	4月26日	ダイキン（株） 面談
	4月27日	時短要請に係る飲食店見回り訪問
	4月28日	郵研社インタビュー対応
	4月30日	離島海運振興株式会社社会議
	〃	離島振興協議会関連会議
	5月 1日	聖火リレー リハーサル
	5月 2日	聖火リレー
	5月14日	新型コロナウイルスワクチン予防接種
	5月18日	座間味村長選挙当選証書付与式
	〃	南部振興会奨学生選考委員会
	〃	南部振興会理事会
	〃	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会定時評議員会
	〃	沖縄県過疎地域振興協議会、沖縄県離島振興協議会 事務打合せ
	5月23日	青のゆく館オープニングセレモニー
	5月26日	ケラマブルーカップ役員来訪
	〃	第3回座間味村臨時議会
	〃	沖縄県町村会事務打合せ
	5月27日	沖縄県町村会正副会長会
	〃	南部市町村会定例総会
	5月31日	市町村職員共済組合理事会・組合会
	6月 1日	全国離島振興協議会理事会・総会
	6月 2日	離島振興法改正に関する要望活動
	6月 4日	新型コロナウイルス感染症対策等に係る意見交換会
	6月 5日	新型コロナウイルスワクチン予防接種
	6月 9日	PCR検査に関する打合せ
	6月10日	ラジオ沖縄「沖縄羅針盤」収録
	6月15日	沖縄県過疎地域振興協議会、沖縄県離島振興協議会 事務打合せ
	〃	離島航路補助金に係る意見交換会
	〃	離島海運振興株式会社 取締役会

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今日一日、よろしくお願ひします。コロナ禍においてはまだまだ収束の気配は見えず、緊急事態宣言も7月11日までの延長とする方針を固めたようです。依然余談を許さない状況にあると

感じておりますが、当村では6月4日に2回目のワクチン接種を終えて、私自身も済ませました。多少気持的に安心感がありますけれども、引き続きしっかりと感染予防を続けていきたいと思っております。高齢者に限った接種率を見ても、沖縄県は全国でも低い接種率となっております。それからすると、当村がいかにか早い段階で接種できたかが分かると思っております。それも集団一斉接種ですから、かなりスピード感がある、いい仕事をしていただいたと思っております。これで多くの村民が以前より安心感を得たのではないのでしょうか。また、その日の接種会場では医療従事者や職員の皆さんが高齢者の方々へまめに声かけをしながら、動線も分かりやすく誘導していただき、ほとんどの方が戸惑いもなく、ワクチン接種ができたかと思っております。その対応にも併せて感謝いたします。今回は様々な理由で接種ができなかった村民の皆様もしっかり予防していただき、事業者の皆様につきましては繁忙期に向けて万全な対策をしていただければと思います。しかしながら、まだまだ感染拡大、医療の逼迫など深刻な社会情勢が続いております。職員の皆様には引き続き村民への日々の対応や、事業者への事業継続の支援対策についても御尽力いただきたいと思います。それでは一般質問を通告書に沿って伺います。

まずは新型コロナ感染症関連についてです。1点目は先ほども少し触れましたけれども、新型コロナワクチン集団接種の件ですが、どれだけの人が接種をされたか。接種率を伺いたいのと、併せて昨日、6月16日までの追加の接種予定人数もまとめて伺います。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。まず去る5月14日、15日に1回目、あと6月4日、5日に2回目の新型コロナウイルスワクチン集団接種を終えました。村内16歳以上、765名が対象となりまして、実施人数は548名でした。6月16日までの接種率は71.6%になりますが、8月までにキャンセル等の追加の予定人数を合わせますと79%になる見込みです。人数としましては、今のところ17%となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。約8割の方々も8月までには接種予定ということで、私の想像よりは多い数字となっております。そのデータから、添付資料でいただいておりますけれども、かなり関心度合いが示されていると思っております、これから。

続いて副反応についてですけれども、実は私も2回目の接種の翌日、非常に倦怠感がありまして、一日中横になって、少しきつい思いをしました。これもまだ体が若いということで確認ができました。このような軽い副反応は事前に周知されていたので何とも思いませんでしたが、やはり高齢者の方々もどのような感じか、かなり気にかかりました。そこで今回の2回目の接種後に、重い症状と言えるような副反応の事例があったのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。副反応につきましては、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応はありませんでした。ただ、年齢を問わず、1回目は接種部位の痛みや腕が上がらないなど、2回目は発熱や倦怠感などの症状が出現した方が多くおられました。こうした接種後に起こり得る副反応や発現割合、あと対処方法、

また診療所受診の目安などを診療所にも御協力いただき、情報提供を行ってきましたが、当日の接種会場においても経過観察や最終確認で周知するなど、事前対策に取り組んでまいりました。あと高齢者の方の副反応は、特に報告はありませんでした。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。重症者がいなくてよかったですね。今回の予防接種で使われているファイザー製のワクチンについては、2回目の接種から約6か月間は有効性が維持されると聞いておりますが、本当にこのワクチンがどれだけの持続効果があるかについての調査はまだ行われているようですので、情報が入った際には、また今後の対応・対策を考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

では続きまして、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が様々な事業で活用されました。今年度も計画があると思いますが、現時点で臨時交付金を活用する予定の事業があれば伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日も一日、よろしく申し上げます。ただいまの御質問ですが、令和3年度におきましては、ちょっと課をまたぐ予算措置をしております、私のほうからは総務課の分についてお答えさせていただきます。一応総務課といたしましては、2事業を令和3年度は予算措置しております。まず1つが、阿嘉、慶留間等での専用感染予防の移送車両購入。2つ目が、阿嘉港の乗客、3密対策解決のためのフェンスの設置となっております。今後さらに7月に本町繰越分の予算があることから、また申請の受付が7月にありますので、さらなる村民のコロナ対策、また経済対策に資する予算化を図る予定となっております。私の総務のほうは以上となっております。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

先ほど総務課長からありましたように課をまたぐ事業でありますので、船舶・観光課におきましては、今年度の事業ではなく昨年度から繰越事業となっておりますが、現在、座間味村新しい生活様式支援補助金の事業を行っております。この事業は、村内事業所を安心して御利用していただくため、感染症予防対策として衛生設備等を導入した事業所に対する補助となっております。上限を15万円とし、対象経費の5分の4を補助しております。当初、申請期限を4月30日までとしておりましたが、提出書類の準備や設備の導入が間に合わないという事業者が多く見られ、また緊急事態宣言の影響で工期の遅れなども懸念されることから、7月31日まで申請期限を延長させてもらっております。現時点では申請件数が79件あり、支払手続も進めているところであります。申請期限も延びたことから、再度事業所のほうへ周知を図り、多くの事業所へ活用していただけるよう努めていきたいと思っております。また、新たに感染予防対策として船舶窓口やキャンプ場、バスなどのキャッシュレス化に向けた機器の導入などを現在計画しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。事業の延長とかもあるようですので、非常に助かると思います。今後も様々な事業での活用を期待しております。特に事業者への支援に関しては多くの声が上がっていると思いますので、関連のあ

る商工会ですね。商工会は御承知のとおり、これまでも各種支援の周知や申請などにも御尽力いただいておりますので、お互いに意見交換をしながら効率よく進めていければと思います。

続きまして、コロナ関連の続きですね。学校現場の新型コロナウイルス感染急増を受けて、県は県内小中高を対象に感染者が1人でも発生すれば、クラス全員のPCR検査を行う方針のようです。新聞等によると、新型コロナ対策本部内に発足した学校PCR支援チームが検査を調整し、陰性が確認できるまで県立の学校は該当するクラスの児童生徒を休ませるとし、市町村立の学校は検査結果が分かるまで休校にするかどうか、その各自治体で判断するとあります。本来でしたら、当村の学校では感染予防ガイドラインやマニュアル等を設置されているのでしょうかという質問の予定だったんですけども、今週始めごろに感染者が確認されました。まずは、その患者本人の一日も早い回復を願っております。ということで、この質問に関しては少し内容が変わってきます。まず昨日までの2日間、休校がありましたけれども、感染者が確認されてから本日までの流れがどのような対応だったか伺いますが、もちろん個人情報の保護もありますので、話せる範囲内で構いませんので伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

今日一日、よろしくお願ひします。それではお答えします。まず初めに、6月14日月曜日、午前11時頃に副村長のほうから連絡がありまして、座間味港において抗原検査の結果、陽性反応ありの一報が入りました。そこで座間味診療所で検体を採取し、PCRを今日中に行い、結果が出るというふうな情報がありました。そこで村長、教育長、副村長、住民課長、そして保健師2名と私で対策検討会議をすぐ持ちまして、今後の方向性を確認しております。まず1つ目に、全児童生徒及び学校職員を対象にPCR検査の実施を検討しました。検査結果の選定なんですけれども、5月31日より沖縄県が設置しました学校PCR支援チームを活用するのか。それとも民間病院を活用するのかの検討から入っております。午前中はその辺で済みまして、午後から役場課長の皆さんも集まってもらい、村長より経過報告、説明がありました。その後に校長先生を交えて、先ほどのメンバーと対策を検討し……、その前に校長先生に副村長より経過の説明がありました。そこでまずは県教育長、保健体育経由で学校PCR支援チームに電話確認を行い、支援チームからの回答としまして、今学校から電子申請した場合、翌日から南部保健所で学校提出リストで濃厚接触者確認、その後、検査機関より検体の提出の日程設定等があり、現在検査機関が非常に混み合っているということで、結果が出るまでには1週間かかるという情報がありました。検査結果が1日で分かる民間の病院に検査容器の送付を依頼しまして、その日の高速船、2便で容器が役場に届いております。そして対象が、当初児童生徒及び教職員だったんですけども、その辺の内容を学校長が学校へ持ち帰り職員会議等を開きまして、再度2時30分に役場、村長を交えた会議を開催し、学校側より結果が分かり次第、陽性の場合、幼稚園、そして小中学校は15日、16日を臨時休校したいという話がありました。唾液採取を当初児童生徒、並びに職員というふうに考えていたんですけども、学校側より幼児、児童生徒、職員及びその関係者、家族も対象に広げたいという要望がありました。そして学校側としましても15日、翌日なんですけれども、午前7時に職員を出勤させると。そして午前7時30分から唾液採取を実施したいので、村役場の担当職員を派遣してもらいたいというふうな要望等がありました。そこで決定事項といたしまして、保健師を派遣しますと。そして幼稚園、小中学校は15日、16日、臨時休校。そして15日、唾液採取。PCR検査の実施というふうに進めてまいりました。唾液接種を、先ほども述べたとおり幼児、児童生徒、教職員の家族まで広げましょうという形で、その日の会議は終わっております。その日の午後9時過ぎに電話がありまして、21日の段階では、この該当の生徒が陽性であったというふうな連絡が入りました。それを学校長へ報告して

おります。それで午前中に学校側としましては、8時半頃から教職員が各家庭を巡回し、唾液採取容器を配布し、12時30分から回収というふうになっております。そして午後2時までに回収し、検体数115、学校から直接住民課へ提出。住民課が病院へ輸送ということで検査が行われております。その結果、20時頃に115名、全員陰性との判明ができました。16日になりまして、昨日なんですけれども、当初予定していたとおり幼稚園、小中学校は、昨日16日まで予定どおり臨時休校を行っております。これが今回の経緯となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

細かいお話ありがとうございました。うちも中学生の娘がいるので、その唾液検査から翌日、午前中にはメールですぐ報告が来ていたので、びっくりするぐらい早いなと思って感心していたんですけども、このようなスムーズな対応で本当によかったと思います。そこはよかったんですけども、あとは子供たちのアフターケアについても、とても気になる点なんですけれども、その対応については学校側とどのような協議を行ったか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

本日より学校は再開しております。しばらくの間は様子を観察することとしております。もし異変等、何か変化が児童生徒にある場合は学校と連携を図り、適切に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。では今後も学校側としっかり協議していただいて、子供たちが不安な気持ちにならないように、登校できるように対応していただきたいと思います。

続きまして、GIGAスクール構想についてです。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業を実施されましたが、その内容を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。令和2年度においてGIGAスクール事業により、児童生徒98名分のパソコンを整備しております。購入費は490万4,900円となっております。財源といたしまして国庫、文科省からの補助なんですけれども、これが298万3,500円、残りの192万1,400円は臨時交付金となっております。その結果、パソコンの購入費については全額補助金で賄うことになり、村からの持ち出しはありません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その中にGIGAスクールサポーターの配置という事業があると思うんですけども、それに関してちょっと具体的に伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

大変すみません。ちょっと省いてしまいました。先ほどの話と、そのほかに公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業といたしまして2, 346万9, 000円となっております。そのうち国庫、文科省からの補助なんですけれども、これが1, 147万1, 000円、2分の1補助。臨時交付金が917万6, 000円、村費が282万2, 000円となっております。また、GIGAスクールサポーター配置事業が367万400円で国庫金、文科省からの補助なんですけれども、これが135万円。臨時交付金も135万円、村費97万400円となっております。そこで令和2年度のGIGAスクール事業の全体といたしまして3, 204万3, 940円となり、財源の内訳といたしまして国庫が1, 580万4, 500円、臨時交付金が1, 247万7, 400円、村負担分が379万2, 040円となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

このGIGAスクールサポーターというものが、どのような人材でどのようなサポートを実施しているのか。例えば授業の日数とか時間とか、何かそういう計画とか、具体的にあればちょっと伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

GIGAスクールサポーター事業といたしましては、専門的な知識を持った指導者による教員、そして児童生徒への指導となっております。昨年度、1月から実際に本村に入って授業をした回数は少ないですけれども、オンラインでの授業を行っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

既にそのオンライン授業は行っているということなんですけれども、これは例えば小学生、中学生というのは、うちは中学1年の娘がいるんですけれども、まだやったことがないと言っていたものですから、そこら辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

先ほど言ったオンラインでの研修というのは、教職員を中心とした研修をやります。今年度から教職員、並びに児童生徒への指導が組み込まれております。失礼しました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。関連でもう一点、今年度も同様の臨時交付金を活用すると思うのですが、今後GIGAスクール構想関連の事業計画があるか伺います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

現段階におきましては、地方創生臨時交付金を活用したG I G Aスクール構想の継続、事業計画は予定しておりません。今後国から地方創生臨時交付金が提示され、活用できるのであれば活用してもらいたいというふうに考えております。今年度における継続事業といたしましては、児童生徒が10名増えたことに伴い、今回の補正予算において単費で計上しております。公立学校情報機器整備、端末整備補助事業について、今後補助金交付申請の募集がある見込みとなっておりますので、国庫が確定すれば地方創生交付金を活用していきたいというふうに考えております。また、児童生徒、教諭を対象にした公立学校情報機器整備、G I G Aスクールサポーター配置事業については、昨年に引き続き今年度も実施予定で現在準備を進めております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ、この交付金とかどういうお金を活用するかについては、また私も議会以外でもちょっと勉強して、分からないところはまた伺うことにします。このように学校での環境構築は進んでいるんですけども、家庭でのネットワーク環境について、何らかの対応とかサポートとか、例えば家庭のネットワーク環境について各家庭でアンケートを取ったとか、そういうことを行ったことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

アンケートと言うよりも、Wi-Fiが整備されていない児童生徒の数は把握しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあその、まだWi-Fiがついていない家庭に関しての、どういうふうにサポートしていくかという部分に関してはまだ全く決まっていない、計画がないという感じで理解していいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

当初整備も検討したんですけども、通信費等が大分重なると。負担が大きくなる可能性が高いということで、現段階においては、この整備されていない子供たちへのWi-Fiの整備は考えておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。やはり家庭環境の違いでオンライン教育を受ける機会に大きな格差が出ないように、サポートするのは真っ先に行わないといけないと思っています。今後の大きな課題となると思いますので、ぜひ早急な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして各自治会について、かなり前の改正で平成3年の話なんですけれども、地方自治法の改正によってできた認可制度ですけれども、それまでは法人格は持てなかったことから様々な問題が生じることが全国でも多々あったと聞いております。この認可制度によって様々な問題を解消するために自治会等などに法人格を与え、団体名義で不動産登記が可能となりました。私たちの村内、各区の中にも地縁団体として認可を受けている区もあると思うんですけれども、改めてその団体数と区との違い、法人との違い。また、課税や申告などの義務が発生するのか等をまとめて伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。村内において、これまで認可しました地縁団体につきましては3法人、3団体ございます。まず区との大きな違いは、認可告示後、法人格となります。それをもって自治会名義での不動産登記をはじめ、自治会自体で集会施設等の整備を行う際に、金融機関より低金利での借入れが可能となるといったことが区と自治会の大きな違いとなっております。また、通常法人格となりますと公益法人とみなされますが、この地縁団体に限りましては、いわゆる収益事業を行わない限り、各種の税金については減免免除となっている仕組みとなっております。ただし、例えば収益事業といたしまして自治会が直営で経営する公民館等での利用料の徴収、物品等の販売、いわゆる不動産の貸付け等を行えば収益事業とみなして、国、そして県税及び村民税、固定資産税等の納入義務が生じてくるものと思われれます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今の段階で3法人あるということなんですけれども、課税とか申告の義務が発生する地縁団体はありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

今のところ納税につきましては団体の守秘義務がございまして、個人での申請となることから、我々のほうから納税の義務に対してのお答えがちょっとできかねませんので、御了承お願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。詳細についてはやはり個人情報保護法としての扱いになる部分もあると思いますので、例えばその課税とか申告の義務もあるのであれば、一区民として集会とか総会で伺えるということで理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

地縁団体におきましては、その区においては、いわゆる一人一人が構成員という立場になります。構成員につきましては、代表者に我々の自治体における申告状況はどうなっているかということで確認のほうはできると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ、そこら辺は各区でも変わってくると思いますので、また不明点があれば、一区民として聞いてみます。ありがとうございます。

続きまして、各要項についての進捗状況を伺います。まずは造船中の高速船の進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

お答えします。現在建造中であります高速船、クイーンぞまみ3の代船の進捗状況につきましては、去る4月に神戸運輸監理部の立会い検査の下、主機関、1号右舷機、2号左舷機の陸上試運転を行い、いずれも正常であることの結果を受けております。船本体におきましては船艇の溶接工事が完了し、5月28日には船体の反転作業を行い、現在は上部構造の大組の作業に取りかかっており、作業は工程どおり進んでおります。今後、主な工程を申し上げますと、7月にはエンジン補機関の陸上試運転。船体につきましては配管、電気、機関の艤装を予定しており、8月中には水中翼の据付け作業、8月の中旬には主機の搭載、9月には進水式、10月下旬には県内に回航予定となっております。以上です。また、参考資料として1枚紙ですが、船観資料としてA4の横、工程表をお配りしていますので、細かい詳細については御確認いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。じゃあ、この資料を見ても11月ぐらいからは運行できるのかなという感じですか。また、トン数とか定員数とか、ある程度公表できる情報があればちょっと伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

トン数につきましては、現在発注の段階では200トンの予定となっております、定員は220名となっております。トン数につきましては、最終的に建造を終えて、検査を行ってトン数が確定しますので、現段階では200トンの予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、歴史文化・健康づくりセンター横のステージ建設の進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

観光イベント施設整備事業におきましては、2年継続事業となっております。令和2年度発注工事に関しましては繰越しの手続きを3月議会で行いましたが、5月には工事を完了しております。今年度においては、屋外ステージの屋根及び屋根つき歩道の設置工事を予定しております。現在入札を終え、6月の臨時議会にて承認をいただきましたので、完成を今年の10月31日として契約を既に終えているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ完成までにはコロナが落ち着いて、盛大にお披露目会ができるといいと思います。続きまして、最近ではすっかりイノシシ被害の情報も減ったような気がしますけれども、捕獲の状況を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

イノシシの件なんですが、村全体としましては令和元年度は48頭、令和2年度が41頭となります。これまでの実績は全て座間味島です。阿嘉、慶留間島では少数のイノシシが確認されており、捕獲方法を検討している段階となっているところでもあります。ちなみにお手元に配っています資料、船観資料2ということで、令和元年度、令和2年度の頭数の確保の状況を、先ほどの工程表の裏面になっております。すみません。そちらでまた細かいのを御確認していただけたらと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。これが順調な捕獲数なのかどうかはちょっと分かりませんが、減っているような気がしますのでよかったですと思います。絶滅させるのは難しいと聞いていますけれども、できる限り捕獲して、以前のように子供たちが山桃を拾ったり、いろいろ遊べる環境を取り戻せればと思います。引き続き粘り強く捕獲していただくよう、よろしくお願いします。

続きまして、最後に村長4期目についてですが、まずは村長、選挙戦お疲れさまでした。改めておめでとうございます。今回は村長自身もこれまでにない選挙になったかと思います。昨年の10月に引退宣言をされたときには、村中がざわつきました。あること、ないこと、様々な意見が飛び交っていたようですが、なぜその決断に至ったのかを何人の人が真摯に考えたでしょうか。私もそうですが、もうすぐ50歳半ばを迎えようとして、仕事のこと、家庭のこと、体力面など、やはり30、40歳の頃の思いとは違って、考えることがずっしりと、一段と重く感じる年代ではないかと理解できます。しかし村内外の周りからの声は、このようなコロナ禍、真ただ中で「宮里 哲以外に誰ができるの」と多くの声が上がりました。村長も悩みに悩んだと思いますが、方向性をしっかりと決断していただき、本当に感謝を申し上げます。前置きが長くなりましたけれども、4期目、この4年間の宮里 哲村長の目標、また意気込みを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御質問ありがとうございます。まずは御質問の最初の趣旨でございましたが、私が昨年10月に再出馬をしないという宣言、この内容につきましては3月の議会でも申し述べさせていただいておりますので、そちらは割愛をさせていただきます。5月16日に執行されました座間味島村長選挙におきまして、無事に4期目の当選をさせていただいております。まずは去る5月31日まで、これが私の3期目の任期でございましたが、3期12年間、村内外の多くの皆様に叱咤激励をいただきながら、村政運営を大過なく努めさせていただきました。このことに関しましては多くの皆様方に、関係者の皆様方に心より感謝を申し上げたいと思います。41歳で村長になったとき、いろいろな問題がございまして、マイナスを座間味村はゼロにしたいという気持ちで行財政運営を行ってまいりまして12年がたちましたが、財政の健全化やごみの裁判関連、それから三セクの処理、組織の統廃合など、行財政改革は一定の成果を出すことができたというふうに私は考えております。また、一括交付金を活用して島ちゃびの解消、これは離島自治体には大きな課題でございますが、新規事業への着手など多くの成果も上げることができました。その辺の内容に関しましては選挙前にいろいろなチラシ等で皆様にもお配りをして、これまでの実績といたしますか、仕事の内容を報告させていただいたところでございます。その間、歴代の議員の皆様のご理解と御協力、そして何よりも私を支えてくれた副村長、教育長をはじめ、課長や職員の方々がいたからこそここまでできたというふうに感じておりました。改めまして職員の方には心より感謝を申し上げたいと、この場で思っております。さて、今月の1日から4期目をスタートさせていただいております。選挙期間中にもお約束をさせていただきましたが、私は4期目は大きな公約を掲げておりません。まずは新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うこと。そしてウィズコロナ、あるいはアフターコロナを見据えた取組をしっかりと行うことが急務であるというふうに考えており、現在も鋭意取り組んでいるところでございます。そのほか高速船建造など、現在進行している事業の着実な完了をはじめ、沖縄県企業局による座間味島浄水場の早期着手、早期供用開始。そして各種懸案事項についての芽出しはもとより、環境省をはじめとする国や県、そして村内各種団体と連携を図りながら、観光産業のさらなる充実と併せて、これまで同様、漁業者や認定農業者等への支援による一次産業の活性化にしっかりと注力をしていきたいというふうに思っております。住心地のいい島づくり、村づくりの実現に向け、この10年間は、いわゆる沖振法ではありますが一括交付金等の活用により、島での生活環境は大きく変わってきたというふうに認識をしております。しかしながら、現在の沖縄振興計画は今年度が期限であることから、それら各種施策の次年度以降の実施、これは予算措置も含めてですけれども、実施については非常に危機感を持っているところであります。現在の各種住民サービス等を含めて、しっかりと来年以降も行えるかどうか。そこが非常に大きなポイントとなっております。まず今年度はそこにも注力をしていきたいというふうに思っておりますが、座間味村長として、あるいは現在いただいております各種団体での役割。私は今、沖縄県の離島振興協議会の会長、過疎協の会長、南部市町村会の会長、そして沖縄県町村会の副会長といういろいろな立場をいただいておりますが、そういった立場も大いに活用させていただきながら、座間味村のさらなる高みを目指して、各種懸案事項にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。引き続き議員の皆さまをはじめ、村民の皆様のご理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございました。またこの4年間も沖縄県、座間味村、そして村民、職員のために全力で御尽力いただき、村のさらなる高みを目指していただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。あり

がとうございます。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よろしくお願ひします。先ほど同僚議員が、私が聞きたいことはほとんど聞いていますので、恐らく5分、10分では終わるのではないかと思います。もちろんコロナ関連ですけれども、国内でコロナが去年の1月、2月から発生して、満1年半。その間、私たちには1人当たり10万円、あるいはまた渡航費等といって1万円ぐらいのあれがありました。もちろん一般住民にとってはそれが支援策であったんですけども、今後、そのときよりも本来は今の生活の状況が厳しくなっていると思うんですよ。それで、もちろん事業者等に対してはいろんな支援策、国・県いろいろ出ておりますが、一般住民に対して、村としてこれから何か支援策があるのかどうかということを少しお聞きしたいんですけども、どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、我々としましてはコロナに係る臨時交付金が今手元に、本町繰越分ということで予算が手元にございます。今後、宮平副議長がおっしゃったとおり商工会等の御意見を聞きながら、また住民の声も聞いて、また予算化するか検討させていただきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、それは時と場合によってはあるということも含めて考えてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

現時点では即答で「はい」とはまだ言えませんが、十分に練って、村民に本当に資する予算化をしたいと思ひます。現時点ではまだ即答できませんので、御理解のほうをお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。先ほど松田課長から座間味村新しい生活様式支援補助金というのが、私はそれを聞こうと思ったら先ほど全部述べられて、4月30日の締切りで、これが7月31日まで延びたと。いろいろ皆さんそろわないとか、いろいろできていないという、先ほど聞きましたので、今79件の申請があったということもお聞きしましたので、その件に関してはもうお聞きいたしません。そのまま進めてください。

それからワクチン、議会が始まる前に皆さんからいろんな資料をいただいたんですけども、これが昨日、

おとといぐらいにもらっていれば、それを分析して、もう少し細かく聞こうと思ったんですけども、いきなり議会前に渡されたもので、今できる範囲のことでお聞きしたいと思います。約200名近くがとりあえず、もちろん接種率は73.9%、2回目が71.6%と高いわけなんですけど、約200名近く、199名ぐらいが申込みをしていない。もちろんこれは任意ですから、強制ではありませんから、それはそれでいいんですけども、その要因としてどういうことが、なぜそんなに200名近くの方が申込みをしなかったのかという、もし要因が分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろな要因があったと思います。当初の予定では、サップの大会が接種日と重なっていたということで、副反応についての懸念もまだあり、細かい情報もない状況の中で、そちらの関係者の方々がまずは接種ができないという状況。後で追加で出た方もいらっしゃいます。そういった方々。それと副反応に対して、やはり懸念といいますか、そういったこと。それと併せて、やはりインターネットなんかを見ていると、いろいろなワクチンに対するマイナスのような宣伝をされている方々もいらっしゃいます。私たちもこのエビデンスに関しましては、100%のエビデンスが出ているというふうには言い難いと思っているところがございます。というのはワクチンが開発されてからそんなに日がたっていないものですから、長期スパンでのエビデンス、そこがやはり出ていない。村外に行きますと、若い女性の方々から、まだ結婚もしていないし、子供もこれから産む状況の中で長期的なエビデンスがないと打ちづらいという人がいたり、あるいは持病を持っている方がいて、その持病と、このワクチン接種の関係で副反応がどうなるのかというところに対する不安があるという方々がいらっしゃるということが総じて、全体的なワクチン接種をしなかった理由の要因じゃないかというふうに分析をしているところがございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長がおっしゃるように、私もこっちに来る前に朝テレビを見ていたんですけども、今言っていることはテレビでも、二木芳人さんがそういう話を谷原章介と会話しているのも聞いたんですけどね。その中で1回目は566人、2回目548人、18人減になったんですけども、その要因というのはどういうことですか。そしてそれを打たなかった人たちは、もちろん放送等で流れてはいるんですけども、その後、2回目の接種をするんですか。その辺のことをちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。まず18名の方なんですけれども、当日体調が不良だった方。あと6月4日、5日は高速船が欠航しまして、本島から戻られなかった方もおりました。その方々が17名になります。1名の方が医師の診断で、接種は1回にしましょうという方が1名おりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その方々に対しては、今後どういう対応策を検討されているんですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今月中に診療所のほうで個別接種を行う調整を今しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。もちろんマスコミ等、いろいろ言ったように2回目の副反応、私自身もそうなんですけれども、6月5日に2回目を打ちまして、その日の晩、その翌日と2日間、寝込んだという経験もあります。当然2回目が強いということは、もう皆さんマスコミ等で御承知だと思うんですけども、次に12歳から16歳を今度考えて、見込み人数が40名。当然、これはさっきから言っているように任意ではありませんから、当然親御さんの権利、あるいはそういった心配事も含めてなんですけれども、これの対応として皆さん受けられるんですか。それと今はまだ申込み期間中ですか。その辺の対応策はどのようになっていますか。ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

12歳から15歳までの接種対象が42名おりまして、現在接種の希望調査を行っております。接種に御心配な方、あと疑問がある方には住民課、保健師に相談していただきますよう周知を行っておりますが、ワクチンの効果とともに副反応についても丁寧に御説明し、保護者の方には納得した上で御判断をお願いしたいと考えております。任意ですので、保健師と保護者の方と相談しながらの接種となると思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。このワクチンの件に関して、村長、これは一応接種率が70%と高水準であるというふうに先ほど休憩中にお話ししましたが、その感想をどういうふうにお持ちですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も今回の集団一斉接種に関しては非常に、沖縄県、あるいは関係機関の皆様の御協力に本当に感謝をしているところですが、70%に行くところまではあまり考えていなかったです。結果として70%を今回の集団一斉接種で達成しているわけですが、この辺に関しましてはやはり座間味村が観光地であるということで、多くの村外の方々が来訪される場所だということも一つの要因かというふうに考えておりますし、一方で医療機関の有名な先生の話をお聞きますと、7割の接種率を超えると集団免疫的な発想になって、クラスターが起きづらい環境になるだろうというふうに言われているという話も聞いておりますので安心をしているところですが、先ほどお話がありました、石川課長のほうからもありましたけれども、最終的には個別接種で79%、80%に達するんじゃないかというふうなことでございます。しっかりとその辺を、できるだけ高い率で接種をされる方が増えるような施策を展開していくことと、どうしても打てない人たちに対してのフォローは何ができるのか、そこをしっかりと考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。当初はもっと早い時期だったんですけども、台風の影響で。それでも、どこの市町村よりと言うよりも、結構早い段階で実施していただいて本当に助かっています。私もちょこちょこ沖繩本島に帰ったりするんですけども、いまだかつて私の女房の両親とか、そういう方々はまだ打っていません。ましてや、若い連中にはいつになるか全然先の見通しもついていない時期で、本村は既に終わっていると。あるいは、既に進んでいるということは非常に素晴らしいことだと思います。本当にありがとうございました。

では続きまして、公共料金等についてということで、皆さん、何で9月は決算で、9月になれば実績は分かるでしょうということもお思いだと思うんですけども、いかんせん先ほどから言っているコロナの時勢、例えば去年だったら、おととしのモウケがあるから払えるよということも含めるんですけども、今年の場合は去年のもうけがあるというような事業者はほとんどいないと思うんです。それで私も心配になって、公共料金はどんなかなど。今年はさらに厳しくなるよと。さらに去年の実績はどうだったかということで、これから収納するに当たって、いろんな分納制約やいろんなことを含めて、住民といろいろやったほうがいいですよという前置きみたいな形でお聞きしたんですけどね。ある事業者が私のところへ来て、「先輩、今年は固定資産税も国保料金も払い切れんよ」というものですから、「いやいや、これは役場へ行って、ちょっと分納とか相談してやってくださいよ」という話はしたんですけどね。ただ、先ほどから言っているように、議会が始まる前にこういう収納状況、実績を、これが昨日、おとついでくらいにもらえれば、先ほどの件と同じですけども分析して、もうちょっと細かく聞こうと思っていたんですけども、ただ、これはぱっと見ただけで、やはり固定資産税、国保税、水道とか若干低いんですけども、これに対して策、あるいは何か講じていることはありますか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

税及び使用料につきまして、共通で村のほうでは納付期日前には必ず、お聞きになったと思いますが、放送して納め忘れがないように周知しております。基本的には、滞納されている方には個別に電話対応、また自宅に訪問させていただいて、直接の催告を行っております。いわゆる足を運んで納税のお願いをしているところです。併せて住民税に関しましては、沖繩県の税務職員の協力を得ながら平年事例をお出しして、合議書に協定を提携して、御一緒に協働での徴収も行ったところです。また、コロナに対して支払いが厳しい方につきましては御相談の上、徴収の猶予を申請してもらうなどの配慮をいたしたところでございます。基本的にはこのことをしっかりして、また納入の納め忘れがないように努めさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続いて国保税に関して、どのような見解をお持ちですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。未納者に対しましては、電話及び自宅に訪問して徴収に今後も努めてまいりたいと思いますが、お支払いが厳しい方に関しましては猶予など、また分納という形で徴収していただけるように相

談していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。頑張ってください。それから水道料金に関してはどのような考えをお持ちですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。過年度の滞納につきましては水道料金、大口の滞納が4件ほどあります。そこを随時督促を行いながら、支払い計画を結んでおります。それに基づいて徴収しているところであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

頑張ってください。それからこれにはないんですけども教育委員会、給食費も少しもらうということを知っていますけれども、どのような状況になっていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。収納率は100%となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

すばらしいですね。ありがとうございます。一応前置きでも言ったんですけども、当然コロナ禍の時代で皆さん非常に、一般の人は電気料を払ったり、それからガス、灯油、あるいは車、船を持っている人は燃料代を払ったり、そういうものは書きはできません。ですから、今非常に生活の面では大変苦しんでいると思います。そういうことも含めながら、また行政として、執行部として取るべきものは取る。そういうことの徴収に頑張っていたきたい。そういうことがちょっと心配で質問に上げたわけなんですけれども、聞いてみると厳しいなりに、なかなかまい具合に進んでいるんじゃないかと思っていますので、これからも住民と十分相談しながら進めていってください。以上です。

続いて、先ほど清志議員からもありましたけれども、国の進捗状況についてと言うんですけども、実はこれは3月定例議会に、広報紙が我々委員の中にも届いている人と届いていない人がいて、広報紙の中で進捗状況がうたわっていたもので、議長を含め我々議員は皆さん、顔を見合わせて「おいおい、おいおい。これ、ここまで進んでいるけど、みんな分かりよった？」という話になって、ところが予算の中で私、質問をしようと思っていたんですけども、忘れてしまって質問をしなかったものですから、それで上げているんですけども、先ほど清志議員からある程度は質問でお聞きしたんですけども、ただ私たちが言いたいの、話はずれますけれども15億円のリース。もちろん本庁のリース、それからフェリーざまみの起債とか、やはり後々財政的に非常に厳しくなるんじゃないかということも心配しながら、高速船建造委員の中に議員がいらっしゃらないという話も聞いているもので議長にお聞きしたら「いやー」とか言うから、「これ、じゃあ聞いてくれよ」というようなことで、我々委員同士の、3月定例議会の後の話だったものですから今

回聞いたわけなんですけれども、この広報に載った以降、住民からよく問合せがあります。「どこまで進んでいるの？」ということで、先ほど松田課長からこういう詳細が出て、これからはある程度は答え切れると思うんですけれども、これからすると9月の中旬には進水。9月下旬、10月頭ぐらいには海上試運転ということで、予定どおり行けば11月には沖縄に来るんじゃないかなと。もちろんこの工程でそういうふうになっていますけれども、やはり我々委員も当然15億円前後の、リースとは言え買い物ですから、やはりそういう詳細は教えていただきたい。我々、村民に聞かれてもなかなか答え切れない部分もあって、その辺が我々委員が一致したことで今回上げました。

話はちょっとそれます。もちろんクイーンを売船するわけですから、現在のクイーンの買取り先とか、そういうものも模索しているんですか。ちょっとそこをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず初めに、今まで進捗状況の説明がなかったことに対して、おわび申し上げたいと思います。しかしながら、債務負担行為で議会のほうには報告させていただいておりまして、10月中には回航して、11月には就航を目指しているという報告は一旦させてもらっているのですが、この辺は全くしていないわけではなく、最終的なゴール地点は御報告させていただいていますので、その辺はまた御理解いただきたいと思います。今お話のありましたように、現在高速船の売船のほうも計画しております。しかしながら、売船につきましてもこのコロナ禍で、そういった高速船のバイヤーの業者が沖縄本島にも来られないということで見積り依頼をしているところですが、なかなか現場に来られないということで、ちょっと売船のほう細かい詳細については、めど等はついておりません。また、船観についてもまだバイヤーが来ていませんので、どれぐらいの金額で想定して売船するかというのが決まっていますので、この緊急事態宣言が明けてから、そういった業者とやり取りをしながら、一般競争入札において極力いい値段で売船できればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

お隣のことを言うわけじゃないんですけれども、お隣のマリンライナーはたまたま需要があって第一交通が、当初6,000万円を1億2,000万円で買い取っていただいたと。渡嘉敷のある議員、渡嘉敷の職員からすると、座間味村のクイーンざまみはエンジンの焼付け、そういったあれもないし、船も上等だし、極端に言えば2億円、3億円ぐらいで売れるんじゃないのと。極端な話ですよ。それがあって期待するわけじゃないんですけれども、そのぐらい言っているぐらいですから、これが本村の財政に少しでも支援できるような形を取っていただければ、あるいはその努力をしていただければ後々助かると思いますので、その辺は課長、村長、ちょっと高値で売るように努力してください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。引き続き、5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

おはようございます。私のほうからは2点ほど質問をしたいと思いますが、その前に村長、4期目の当選、就任ということで、また村のため、行財政も含めて御尽力くださいますよう、ひとつよろしく願います。

じゃあ私のほうからは、職員の配置について。この件については、令和元年度にも一般質問としてお伺いしています。同じような流れなんですけれども、現在慶良間空港事務所において、本務の職員が1名と臨時

職員が1名と聞いています。そのように話をされていますが、少ない人員の状況の中で2名体制での業務がうまくできるのか。また、併せて阿嘉船舶事務所においても、今後人員の配置についても対応をしてほしいと考えますが、伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

お答えいたします。今、中村議員から御質問があったとおり慶良間空港管理事務所につきましては現在欠員が生じており、本庁職員、役場のほうから1名、お休み等になった場合には派遣させて体制を図っております。しかし今回、7月1日より会計年度任用職員の新採用が決まりましたので、8月1日以降はこれまでの3名体制となりますので、問題ないと考えております。また、阿嘉・慶留間事務所におきましては、6月1日の人事異動に伴い職名、逆に1名減となりました。現在、私のほうで阿嘉・慶留間出張所所長の兼職辞令をいただいておりますので、事務所内でシフトを組んで業務に今当たっているところです。他課においても職員の欠員が現在生じていることから、5月末日実施の職員採用試験の結果を鑑みながら、職員の今後の適正配置に努めてまいりたいと思います。しかしながら5月の採用試験におきましては、今回採用者なしということで告示をさせていただいております。そのことから早速、中途採用の募集については検討させていただいて、早急に実施していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

慶良間空港の今後の運営について答弁させていただきます。総務課長から答弁のあったとおり7月1日より会計年度任用職員を採用することとなって、3人体制で業務をいたします。慶良間空港自体が午前7時から午後6時まで、365日の業務体制となっていることから、3人体制を確立することによってしっかりとシフトを組むことができ、施設の管理強化につながると考えております。また、沖縄県の空港課と連携して、より一層安心・安全な空港運営ができるよう努めてまいります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。やはり空港の管理業務というのは、私もちよっとかじったことがあるんですけども、滑走路とかいろいろ、電気が6,000ボルトとか流れている中で施設点検も併せて、大変な業務だと思います。ですから、2人体制というのは厳しいということで私も今質問をしているわけでありまして、また課長のほうからも7月ですか、さらにまた増やすという話も聞いていますので、このような状況の中では厳しいということで質問をしていますので、ぜひそのような形で本務、臨時職員も合わせてなんですけれども、こういうふうな形で業務がちゃんとできればとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、一言。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

しっかりと空港運営ができるように、一層努めてまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

じゃあよろしくお願ひしたいと思ひます。阿嘉事務所のほうにおひいても、ひとつまた課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、阿嘉港の駐車場として利用されている現在の場所の舗装についてなんですけれども、クイーンバス手前にあるバスなんですけれども、駐車場として今利用されている場所なんです、現在未舗装となっており、その周辺がやはり台風の影響などにより石ころが多く散乱して、利用者が不便を来している中で舗装整備ができないかということをお聞ひしたいと思ひます。

○ 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

お答へします。阿嘉島の漁港に関しては、県管理漁港となっております。座間味島、また慶留間島の港湾、阿嘉島の漁港、全ての用地に関して沖縄県のほうで計画を立てておられまして、今現在の段階におきましては、中村 勇議員からありました当該用地は漁具保管修理施設となっております。漁港を利用する漁業者の漁具の保管や修理をする場所として設定されている用地となっており、村としましても過去には沖縄県南部農林土木事務所に整備を依頼しましたが、駐車場としての用地ではないので整備はできないと回答を得ているところがございます。しかしながら、現況は漁業者が漁具保管場所としては使用しておらず、その見込みがないと考えられます。現に駐車場として住民が使っていることから、港の状況をしっかりと県のほうに報告し、再度要望していきたいと考えております。また、整備ができるかどうかは今のところ不透明でありますので、利用者に不便がないよう対応していきたいと考えております。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

先ほど課長のほうからお話がありました。私もこの場所については漁業者の漁具の補修場と聞いています。でも見てのとおり本当にこれは利用されていませんので、今後、この舗装ができるという話をするのは、私なんかもちよっと気づいたんですけども、船舶事務所の職員が石ころのところに看板を設置しているのです、現在。例えば、利用駐車場と送迎停車場と分けて看板を設置しています。あとターミナル接道付近においても駐車禁止の看板を立てたりと、職員の配慮によって、本当に車の通行とかがスムーズに行えるようになっていきます。すばらしいことだと思います。その職員を褒めてください。その中でできるだけ私がお願いをしたいのは、こういうような状況も踏まえて、阿嘉の荷物置場が現在ありますけれども、そこも県の管理ということでありますけれども、そこはコンクリート舗装されていますよね。そういうのも併せて今の駐車場も看板も掲げたりとか、もろもろのことを職員も頑張っている中で、できれば私は舗装を県と県の関係機関と調整で舗装整備をしてもらえないかということをお願ひしたいと思ひます。ぜひこれが実現できるようにお願ひしたいと思ひますが。

○ 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

まず初めに、お褒めの言葉ありがとうございます。今、中村 勇議員からありましたように、先ほど私も回答させていただきましたが、もともとの漁港の計画、また現況の利用しているものをしっかりと県のほうと調整しながら、どうにか利用者の利便性の向上につながるように、そういった用途変更ができるのか。そういったことができないか要望を強くしていきながら、今現段階でできることは何かということ職員と模索

しながら、住民サービスに努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあよろしく申し上げます。私のほうはちょっと時間的に早かったんですけども、2点で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで5番 中村 勇議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こんにちは。ひとつよろしく申し上げます。一般質問に入る前に、まずコロナワクチンの接種率の71%、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。村民もすごく喜んでおりますので。また極端に、沖縄県のワクチン接種率がかなり、ワーストに入っているんですね。それで私の知り合い、県民の方からは「県知事は何をしているんだ」と、そういうような話もほとんど飛んできます。それで私が3月に一般質問の中で、ゴールデンウィークに入る前に蔓延防止、沖縄県も入れるべきじゃないかと。それも県知事は発表していませんでした。5月の連休が終わった後にはクラスターが絶対起きるぞと専門家からも言われていました。県知事はそれを実行しなかったのです。今でもってこういう形になって、沖縄県だけが今緊急事態で取り残されているんです。それを私は県知事が責任を取るべきだと思うんですね。この辺は本当に私の、沖縄本当に住んでいる方からも、みんなからそういう話を聞かされています。県知事はちょっと、それだけ力がないんじゃないかと。そこまでもどンドン話が飛んできています。それはやはり責任を取るべきじゃないかと私は思っています。コロナワクチンについて、一応そういう形で今話が出てきていますので、そういう形です。宮平清志議員がほとんどワクチン接種に関しては質問をやったんですけども、ほとんど一緒に質問なものですから、ちょっと省略します。そういう形でコロナワクチンの件ですけども、質問がほとんどされていますので、あとはもう沖縄県がどういう形で方向性を決めていくのか。緊急事態がこういう形ですと延びていくんじゃないかなというような話までも出てきていますので、私、一つ、ちょっと村長にお伺いしたいんですけども、県の会長として、いろいろ会長も務めていますけれども、県に対してどのような形を考えているのかということです。その辺をちょっとお聞きしたいなというのがありますが、ぜひお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の新型コロナウイルスの感染症拡大に関しましては、私は去年の例えば4月から沖縄県の離島振興協議会の会長、過疎協の会長をさせていただいております。その前から町村会の副会長という形でさせていただいておりますし、南部市町村会の会長をしております。これまで村長としてだけではなくて、どのような行動を取ってきたかという話を少しだけ申し上げさせていただきますと、昨年3月から沖縄県においては非常に急激に患者が増えてきた状況の中で、4月の頭に離島振興協議会の会長として、当時防護服とかガウンというんですか、エプロンというんですか、そういった資材が各自治体にないと。特に離島にはないということで、そちらの早期の供給をお願いしたり、あるいは水道料金、これは沖縄本島からなんですけれども、特に中部あたりは大きなリゾートホテルが水道料金の支払いに困っているということで、減額免除等についても南部市町村会長としてお願いをしたり、あるいは最近で言いますと、いろいろな会議にも出させていた

だいております。直近で言いますと、2週間前にコロナワクチン接種に関しての会議の中で離島振興協議会の会長として、全市町村長出ておりますが、リモートではなくて会議の場で発言をさせていただいておりますが、その中で話をさせていただいたのは、まず座間味村におきましては村民の集団一斉接種ができたということがございましたので、沖縄県に対して、先ほどいろいろ話がありましたけれども沖縄県のほうも頑張っておりますし、いろいろな施策の展開もさせていただいている部分もございます。各自治体、ワクチンは1自治体1箱というのが基本でございますが、座間味村の場合は集団一斉接種を行うとなった場合には1箱では到底足りないということで、いろいろ働きかけをさせていただく中で座間味村においては2箱いただくことができまして、集団一斉接種ができたということは最初に申し上げたいと思いますし、その集団一斉接種が小規模離島自治体で最初に実施されたのが、多分座間味村が初めてだったということもございまして、これはうちの職員に対しても本当によく頑張ってくれたなど。3月の末から週に3回以上ですか、リモートで関係機関の皆さんと毎晩遅くまで、課長を含めて会議をしながら、そのワクチンの接種も1回目2日間、2回目も2日間やるわけですけれども、午前中よりは午後、その日よりは2日目、1回目よりは2回目ということで、より接種を受ける方々が、あるいは接種をする医療機関の皆さんがしっかりと対応できるような環境をつくっていただいたということに関しましては、議員の皆様はじめ、村民の皆様にも広くお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。そういった状況も含めて、座間味村は集団一斉接種をさせていただきましたが、離島振興協議会の会長といたしましては各離島自治体、特に小規模の離島自治体は医療体制が脆弱であるということも含めて、できるだけ集団で一斉接種ができる環境を整えてほしいというふうをお願いをしているところでございます。しかしながら、限られたワクチンの中でファイザー製はなかなかそれがうまく行っていない状況もございますが、渡嘉敷村はちなみに1箱で全島一斉接種ができたというふうな話も聞いておりますけれども、なかなかそこまで至っていないというのが現状でございます。一方で沖縄県においては、各自治体だけではなくて、沖縄県主催で大規模接種会場を準備して、新たなワクチンの接種の体制等に対しても広めているという話も伺っておりますので、そちらも含めて期待をしたいところですが、一つ懸念はいまだにその接種券を発送していない自治体があるということが非常に大きな問題かというふうに思っております。座間味村長としては申し上げることはできないんですけれども、各種団体の代表として、各自治体ができるだけ早く全県民に対して、座間味村は別ですけれども、接種券を郵送する。まずそこから始まるのかというのが一つ。それと沖縄県がもっと大規模な接種会場をつくっていく。あるいは接種をできる可能な数を増やしていくということが大切だと思っておりますので、いろいろな立場で座間味村だけではなくて、沖縄県のためにもしっかりと発言をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。玉城知事の軽い考え方は、フェイスブックでも全国に放送されましたので、家族でバーベキューをしたとかフェイスブックに載りましたので、そういうワクチンに対する軽い考え方が、こういうクラスターを起こしたんじゃないかなというような県民の声もあります。村民からもあります。その辺をちょっと気をつけてほしいと私は思います。

話は変わりますけれども、インド型がこれから入ってくるんじゃないかという専門家からの想定が今されていますけれども、オリンピックが行われて、やはりインド型が入ってくるんじゃないかということも一つ入っていますので、当村はやはりファイザーのほうですので、このファイザーの効果率が、1回目の効果が33%と。2回ワクチンを受けている方が88%の効果があるということでファイザー社が発表しているわ

けですよね。ですから、この1回目に受けられた方が、その2回目との差が18名ぐらいいるんですよ。そういうふうにもその辺の方にも一応説明をしていただきたいなとは思うんですけども、2回の接種を終えたような感覚で、そういう防止をしないというような考え方をちょっと説明していただきたいと思います。1回受けたから88%のそういう、例えばインド型が入って来たときに効果があるんだと思われても困りますから。2回受けた方は88%の効果があるということです。ファイザー社は、それをぜひ村民の方にも説明していただきたいと思います。あとの説明はほとんど終わっていますので、コロナについては以上です。

あと農業についてですけども、農業用水です。「うるんの木」って皆さん御存じだと思いますけれども、その「うるんの木」のところに農業用水のかなり、象の鼻が垂れているような形で大きなパイプが置かれているだけで、農業をやられているほとんどの方が家からペットボトルに水道の水を入れて持ってきて、一輪車に乗せて、畑に水をかけている光景を私はよく見ているんですよ。せっかく農業用水を引いているんですから、そこを使いやすいような形で皆さんに、それを何とかやっていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。現地を確認いたしました。確かに周辺の畑は小規模でお年寄りの耕作地が多く、口径が大きい、水圧の強い現在の形では使い勝手が悪いというのはよく分かりました。対応といたしまして、現在の場所に小口の蛇口を設置して、個別に水が取れるように、そこから先は個人で。その設置場所については小口の蛇口が設置できるように検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ早めにそれをやっていただきたいと思いますが、夏、暑いところではどうしても水不足が起きると思いますので、よろしくをお願いします。

あと3つ目のほうです。美ら島条例について。この話は聞きたくないという方もいっぱいいると思いますので、これは何と言いますかね。放置車両、それについてちょっとお伺いします。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

以前の議会でもお答えさせていただきましたが、現在継続中ではありますが村の弁護士を通じて、関係機関への法的手続を行っております。詳細につきましては手続中ですので、回答は控えさせていただきますので、御理解のほうをよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

大体でいいですから、一応あとどれぐらいかかるかというだけでも教えていただきたいです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

これも以前の議会でお答えさせていただきましたが、今法的措置に関しての手続は、ほかの事例におきましてもかなり時間がかかります。それも前回でもお話しさせていただきましたが、その期限の報告についてはこちらとしてもいろいろな材料を弁護士、また関係機関と調整がありますので、その解決の時期に関してはお答えすることができないので、この辺も御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

毎回この質問に関しては明確な回答ができずに、私たちとしても非常に苦しい立場でございまして、そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。鋭意取り組んでまいりますし、これからはしっかりやっていきます。それと併せて、先ほど太郎議員がおっしゃいましたけれども、毎回各定例会でどんどん質問をしていただいて結構だと思っております。その都度、答えられる範囲のものができたときにはしっかりとお答えをさせていただきますので、ぜひ御理解をよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。私としては早めに片づけてもらって、あそこにきれいな駐車場を造りたいというのが私の希望ですので、それをぜひかなえさせてください。よろしくお願いします。

あともう一つ、4つ目です。テレビでのデータ放送について、QABのほうでデータ放送、誰がでも操作できるようなデータ放送です。それを座間味村のデータの検索をしていると、空白になっているんですよ。これが今後どういう形にできるのか。それとも全くそれに加盟しないのか。それとも、別の村がそういうふうに入ってきて、全体的に埋まったときにやるのか。それとも、これでいろんな災害を全部、これから先考えているのか。その辺をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの件、お答えいたします。地デジの民法チャンネルにおけるデータ放送につきましては、昨年からは、いわゆる無償の試験放送を行っておりまして、いわゆる無償のほうでお試しということで我々もエントリーさせていただいたところです。今後、本放送に切り替わるにはやはり有料となるということから、この費用対効果を我々も内部で検討したところ、今般コロナ禍における本村の財政事情も非常に厳しい状況にあるということもあって、試験放送期間の終了をもって、今後は終了する方向で考えているところでございます。従前の災害等につきましては防災無線のほうをしっかりと活用させて、住民のほうには災害の周知は行っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。一番便利なデータ放送ですので、今後前向きな方向で考えてほしいと私は思いますけれども、やはり災害とかそういう天気予報とか、今皆さんもみんなデータ放送を見るようになってきているものですから、やはりこれは今後やるべきかと私は思うんですけれども、前向きな形でぜひ検討してください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今うちの総務課長から話をしていたとおりの内容が、私たち行政の立場でございます。このデータ放送に関しては2種類の契約が実はございまして、例えば南城市はコミュニティバスとかいろんな施策の展開をしております。このバスの時間が変更になったりといろんなことがございまして、簡単に言うと安いほうと高いほうがありますけれども、そこまで行くと相当な金額がかかるということ。この情報は全部行政側で入力をしていかないといけないというマンパワーの問題もございまして、一方で安い方の契約に関しても、座間味村役場の職員が入力をしていかないといけないというのはあるんですけれども、ただこれは文字数に制限があったりというところで、いろいろと問題といたしますか、私たちとしてはなかなかうまく表現しづらい文字数であるというふうなことも含めて鑑みますと、やはり現在行っている防災無線での随時での情報、Jアラート等を使つての政府側からの情報、その他のいろいろな伝達情報をもってその地域に合った災害対策だけではないんですが、いろいろな情報を提供させていただきたいというふうに考えているところでございまして、この辺についてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。それでは私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第6．議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第3号））から議案第41号 座間味村森林環境譲与税基金条例の制定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では午後もよろしくお願いをいたします。それでは議案の説明をさせていただきますが、今回提出した議案に関しましては、せんだって行われました全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきます。

議案第32号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第19号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第3号（別紙）

【専決処分理由】

令和2年度の座間味村簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することにより、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定に基づく翌年度歳入の繰上充用を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年5月28日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,776,387千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月28日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		53,413	10,000	63,413
	2 基 金 繰 入 金	53,413	10,000	63,413
歳 入 合 計		1,766,387	10,000	1,776,387

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		272,751	10,000	282,751
	1 保 健 衛 生 費	98,498	10,000	108,498
歳 出 合 計		1,766,387	10,000	1,776,387

議案第33号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第1号（別紙）

【専決処分理由】

令和2年度の座間味村簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することにより、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定に基づく翌年度歳入の繰上充用を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年5月28日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,559千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月28日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		58,880	10,000	68,880
	1 繰入金	58,880	10,000	68,880
歳入合計		187,559	10,000	197,559

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 前年度繰上充用金		0	10,000	10,000
	1 前年度繰上充用金	0	10,000	10,000
歳出合計		187,559	10,000	197,559

議案第34号

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,383千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,800,770千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		127,169	88	127,257
	2 国庫補助金	96,334	88	96,422
13 県支出金		317,755	78	317,833
	2 県補助金	266,855	78	266,933
16 繰入金		63,413	24,217	87,630
	2 基金繰入金	63,413	24,217	87,630
歳入合計		1,776,387	24,383	1,800,770

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		356,227	2,088	358,315
	1 総務管理費	318,837	2,058	320,895
	2 徴税費	15,909	30	15,939
4 衛生費		282,751	4,363	287,114
	1 保健衛生費	108,498	3,955	112,453
	2 清掃費	174,253	408	174,661
6 農林水産費		43,119	6,729	49,848
	1 農業費	12,892	5,335	18,227
	2 林業費	17,821	1,394	19,215
7 商工費		150,690	165	150,855
	1 商工費	150,690	165	150,855
8 土木費		235,554	8,514	244,068
	1 土木管理費	14,063	3,863	17,926
	4 港湾費	106,788	114	106,902
	5 下水道費	33,542	113	33,655
	6 住宅費	8,975	4,424	13,399

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		345,029	2,524	347,553
	1 教 育 総 務 費	124,910	△491	124,419
	2 小 学 校 費	123,130	2,788	125,918
	3 中 学 校 費	17,554	117	17,671
	5 社 会 教 育 費	21,939	110	22,049
歳 出 合 計		1,776,387	24,383	1,800,770

議案第35号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,955千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		68,880	3,955	72,835
	1 繰 入 金	68,880	3,955	72,835
歳 入 合 計		197,559	3,955	201,514

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		144,883	3,955	148,838
	1 営 業 費	144,883	3,955	148,838
歳 出 合 計		197,559	3,955	201,514

議案第36号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		33,542	113	33,655
	1 繰 入 金	33,542	113	33,655
歳 入 合 計		93,457	113	93,570

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費		70,996	113	71,109
	1 下 水 道 事 業 費	70,996	113	71,109
歳 出 合 計		93,457	113	93,570

議案第37号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村国民健康保険税条例（昭和47年条例第43号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方税法等の一部改正（令和3年1月1日施行）に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

条例第9号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（昭和47年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額

を加算した金額)」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に、「51万円」を「52万円」に改める。

附則第2項中「総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「総所得金額」を削り、「」を「総所得金額及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

本条例は令和3年1月1日より施行する。なお、施行日については従前のおりとする。

(適用区分)

この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の国民健康保険税の適用について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

議案第38号

座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村個人情報保護条例（平成15年条例第17号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

個人情報保護条例に基づく行政不服審査法に係る審査請求において、速やかに審査会への手続きを図るため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第10号

座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例

座間味村個人情報保護条例に関する条例（平成15年6月30日条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該

開示請求を拒否することができる。

第35条中「第」の次に「34」を加え、「33」を削り、同条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第4章中第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第5章中第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第46条を第47条とし、第42条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村使用料条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

阿嘉島定住促進住宅整備に伴い、公共施設として利活用するため、本条例の一部を改正する必要がある。これが本議案を提出する理由である。

条例第9号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村使用料条例（昭和47年条例第36号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

阿嘉島定住促進住宅について、2階を公共施設として整備したため、使用料を設定する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第9号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例

座間味村使用料条例に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

阿嘉定住促進住宅（2階 集会室1）	1時間あたり	村内利用者 午前9時～午後5時 550円 午後5時～午後10時 830円 村外利用者 午前9時～午後5時 1,100円 午後5時～午後10時 1,650円
阿嘉定住促進住宅（2階 集会室2）	1時間あたり	村内利用者 午前9時～午後5時 170円 午後5時～午後10時 230円 村外利用者 午前9時～午後5時 330円 午後5時～午後10時 450円
阿嘉定住促進住宅（2階 調理実習室）	1時間あたり	村内利用者 午前9時～午後5時 550円 午後5時～午後10時 830円 村外利用者 午前9時～午後5時 1,100円 午後5時～午後10時 1,650円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村民及び事業者等の利便性の向上に資することを目的に、本村所有の作業用車輛を貸出し出来るようにするため、本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第12号

座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、作業用車輛等（以下「車輛等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、村民及び事業者等の利便性の向上に資することを目的とする。

（設置車輛等）

第2条 前条の目的を達成するために、次に掲げる車輛等を設置する。ただし村の公務使用に支障があるときは使用を許可しないものとする。

- 1 2tユニック車
- 2 2tトラック

（貸出対象者）

第3条 車輛等を使用することができるものは、村民又は事業者等とする。

（車輛の貸出し）

第4条 車輛等の貸出しを受けようとする者は座間味村作業用車輛等使用申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」）を事前（但し、座間味村の休日を定める条例第1条第1項の各号に掲げる日は申請を受付しないものとする。）に添付書類を添えて村長に提出するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により提出された申請書を受理した場合、その内容を審査し、車輛等の貸出しを許可する時は、座間味村作業用車輛等使用許可通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。
- 3 村長は、前項の規定により使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。
- 4 村長は、第4条第1項の規定により提出された申請書を受理した場合、その内容を審査し、車輛等の貸出しを不許可とする時は、座間味村作業用車輛等使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。
- 5 第4条第1項の規定による申請において、車輛等の貸出しを受けようとする日時が2申請者以上で重複

した場合は、本村への申請の先着順により借用者を決定するものとする。

- 6 使用者は、第4条第2項の許可の内容に変更が生じた場合は必ず報告すること。
- 7 車輛等の貸出時間は、午前8時30分～午後5時15分までとする。但し、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 8 使用者は、車輛等に不具合がある時には村に報告をしてから返還すること。
- 9 使用後は、車輛を清掃する。
- 10 車輛等を2日以上にわたって使用する場合は、使用日ごとに返却するものとする。

(使用料)

第5条 車輛の使用料の額は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 村長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額又は、免除することができる。
- 3 前項の規定により、使用料の減免又は免除を受けようとするものは、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除申請書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。
- 4 村長は、減免・免除を許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除許可通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- 5 村長は、減免・免除を不許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料減免・免除不許可通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の不還付)

第6条 既に納入された使用料は、還付しない。但し、村長が特別な理由があると認めた時は、その全部又は、一部を還付することができる。

- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするものは、座間味村作業用車輛等使用料還付申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。
- 3 村長は、還付を許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料還付許可通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。
- 4 村長は、還付を不許可する場合は、座間味村作業用車輛等使用料還付不許可通知書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、車輛等を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(運転者)

第8条 車輛等の運転操作は、法令に定める免許資格を有する者でなければ、これに従事させてはならない。

- 2 運転者は、使用する車輛等に必要な運転免許証や法令に定める免許資格を申請時に提出しなければならない。

(使用の制限)

第9条 村長は、車輛等の使用について次の各号に該当するときは、使用許可の停止あるいは取消することができる。又、使用許可の停止あるいは取消しを受けた者は、使用を中止し、ただちに返還しなければならない。

- 1 この条例に従わないとき。
- 2 虚偽の報告をした場合。
- 3 管理上支障があると認めるとき。
- 4 その他村長が適当でないとき。

(損害賠償)

第10条 使用者の不注意又は過失により万一事故等で使用車輛を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は全て使用者の負担とする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表

設置車輛	使用料（1時間単位）	
①2tユニック車	事業者等	1,370円
	村民	680円
②2tトラック	事業者等	1,370円
	村民	680円

備考

- 1 使用時間は、1日最大8時間までとする。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合、1時間とみなし使用料を請求するものとする。
- 3 使用時間は、鍵を渡した時から、返還までとする。
- 4 2日以上にわたって使用する場合は料金は使用日ごとに請求するものとする。

議案第41号

座間味村森林環境譲与税基金条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の1の規程により、座間味村森林環境譲与税基金条例の制定について、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

森林環境譲与税を基金として積み立て、本村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の1の規程に基づき、本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第13号

座間味村森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 座間味村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の1の規程に基づき、座間味村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第28条第1項の規程により、座間味村に譲与される森林環境譲与税をもって、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第32号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第3号))を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第33号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第34号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

8ページ、農林水産費、修繕費、全協では古座間味のシャワーポンプ処理と聞いたんですけども、これは古座間味の今貸出ししている施設のものですか。この辺具体的にもう一度説明をお願いします。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

この139万4,000円の内訳でございますが、シャワーの修繕費で60万7,000円、古座間味入

り口のポンプ、向こうは2個あるんですが、1個が使えなくなっております。今1個体制でやっているんですが、もう一つ使えなくなると古座間味に水が送れなくなりますので、その修繕費で78万7,000円計上しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

はい、分かりました。

9ページ、土木費、住宅管理費、修繕費442万4,000円、全協では村営住宅、座間味区、阿嘉区というふうな話を聞きましたけれども、もう少し具体的に、どういうことを修繕するのか。対象住宅件数をもう一度教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、公営住宅につきましては座間味が1戸、阿嘉1戸、そして慶留間1戸ございます。どちらにしても退室に伴う大規模なリフォームと言っているのでしょうか、修繕となっております。3件とも全て修繕に伴う修繕費で計上させていただいております。大型のリフォームで、また新規募集をしておりますので、募集のほうも終わりましたので、修繕次第、入居のほうの手続を進めていこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

はい、分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第35号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第35号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第36号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第37号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第38号 座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第39号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

集会室の1と2の違いを、すみません。視察には行っているんですけども、ちょっと状況を忘れてしまいましたので、お願いします。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長(宮平壮一郎)

まず集会室1については、入り口を入れて一番大きな部屋、フローリングの部屋となっております。集会所の2につきましては、ちょうど床上げがあって、畳が敷かれているスペースがちょうど入り口に向かって奥のほうになりますが、小さなスペースがございます。畳の間プラス、フローリングになっております。そちらの部屋が集会室の2となっております。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

○ 6番(宮平清志議員)

ありがとうございます。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ちょっとお聞きしますが、この阿嘉促進住宅なんですけれども、使用料が発生しますけれども、管理人とかは置く予定なんですか。分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

今のところ大きな施設ではございませんので、特段管理人を置くとかということは考えておりません。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

はい、分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは条例を制定して、非常にネガティブなことを言うんですけれども、もちろん周辺には住んでいますし、こういった集会所をやると、その住んでいる人が気持ちよくそういうふうに出して、もちろんこれからのスタートであるからそういうことを言うのもおかしいんですけれども、何か借りる要素はありそうですか。その辺ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

一応2階のほうにつきましては、今後これからの募集等、また村のほうでも周知をさせていただきます。またどのぐらいの頻度があるか。どういった団体の方が借りにくるかというのは、まだちょっと見込みが立っていませんが、1軒は地域のきよく、文庫といいますか、そういった方々にもぜひ利用してほしいということは考えております。併せて1階、3階部分は住居でございますので、こちらについてはまた住居の方にしっかり御説明をさせていただいて、お互いがすみ分けして利用できるような施設にしたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

はい、分かりました。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第40号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これはとてもいい条例ではあるんですけども、これ借入れをするときに何日前とか、当然役場でも使うときがあるはずですし、何日前からそういった申請、要するに使用許可というんですか、借りるのを決めているんですか。これにはそれを書いてはいないんですけど。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

何日前ということはございませんが、当然公務が優先されます。申請していただいて、公務で使わないとか予約が入っていないければ、借用することは可能です。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

じゃあ当日、急に用があって、もし空いていれば使えるという考え方でよろしいですね。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

はい、そのとおりです。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

はい、分かりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第41号 座間味村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 座間味村森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 座間味村森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 報告第2号 令和2年度座間味村繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは、よろしく願いいたします。

令和2年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
2	1	村史編集委託料	円 2,023,000	円 2,023,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 2,023,000
2	1	社会保障・税番号制度システム整備費（総務省）	8,543,000	8,543,000	0	8,542,000	0	0	0	1,000
2	1	社会保障・税番号制度システム整備費（法務省）	1,496,000	1,496,000	0	1,496,000	0	0	0	0
7	1	感染症防止対策事業者支援事業	22,500,000	22,500,000	0	22,500,000	0	0	0	0
8	4	（一括）座間味村観光イベント施設整備事業 施工管理業務	4,928,000	4,928,000	0	0	3,352,000	0	0	1,576,000
8	4	（一括）座間味村観光イベント施設整備事業工事請負費	146,954,000	88,390,000	0	0	70,712,000	0	0	17,678,000
10	1	（一括）座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工管理委託費	1,301,000	1,301,000	0	0	1,040,000	0	0	261,000
10	1	（一括）座間味村戦跡及び戦争記念碑等整備事業（慶留間島）	23,081,000	14,149,000	0	0	11,319,000	0	0	2,830,000
11	2	（補）村道阿嘉越原線災害復旧工事請負費	4,202,000	4,202,000	0	3,361,000	0	0	0	841,000
合計			215,028,000	147,532,000	0	35,899,000	86,423,000	0	0	25,210,000

令和3年6月17日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後2時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 喜 文